

令和2年3月31日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年3月31日（火）（午後5時～）に、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

記

【決定事項】

- 学童保育所と放課後子ども教室について、別紙のとおり取り扱うこととしました。（別紙1）
- 保育園における家庭保育の協力要請について、4月末まで継続することとしました。（別紙2）
- 立川競輪の開催について、現在の対応を4月12日まで延長することとしました。（別紙3）
- 東京都における新型コロナウイルス感染症患者の公表への対応について、別紙のとおり取り扱うこととしました。（別紙4）
- 不特定多数の方が利用する市のスポーツ施設*及び図書館について、市内での感染症予防の観点から、4月2日から12日までの間、利用を休止することとしました。

※対象のスポーツ施設

- ・屋内体育施設（泉市民体育館・柴崎市民体育館、練成館）
- ・屋外体育施設（野球場、庭球場、多目的運動広場、ゲートボール場、陸上競技場、スケートパーク、BTRひろば、自治大学校）
- ・学校体育施設（校庭・体育館）

学童保育所と放課後子ども教室の取り扱いについて

1. 学童保育所の4月全休の取り扱いについて

学童保育所を1か月間お休みする場合、休所届を前月の15日までに提出することで、保育料の徴収を行わない制度があります。

- ① 学童保育所のコロナウイルス感染拡大対策として、家庭保育の協力を要請することとし、休所届の申請期限を4月8日まで延長して受け付けることとする。
- ② 4月は新規児童の入所に伴い、保護者の判断と準備に時間が必要と考えられるため、4月1日(水)～4日(土)は周知期間とし、その間は登所しても全休とみなす。
- ③ なお、今回の対応にあたり、1日でも登所した場合は全額(2,000円)納入していただきますが、間食費については保護者会の会計であるため、別途保護者会で協議することとする。

2. 放課後子ども教室の休止延長について

放課後子ども教室については下記理由から、休止期間を延長いたします。

- ① 学校で行う感染防止対策と同様の対策をとることが難しい。ボランティアスタッフの体制や参加人数の多さから、三つの密が重なる場面が多く想定される。
- ② 市の施設閉館、イベント、講座の開催中止が実施されている。
- ③ 多様な世代によるボランティアで運営されている。

家庭保育の協力要請の継続について

【変更後】

家庭保育の協力の要請を 4月末まで継続することとし、4月分の保育料の減額も行う。

家庭保育の協力要請を行うことにより、4月分のみ雇用者の都合だけでなく、保護者の都合による（感染の不安等）育休からの復職期限と内定者の就労開始期限の延長を認める

【現在】

学校休校等の状況を受けて、期限を示さずに家庭保育の協力を要請し、登園自粛の協力に対して、3月分の保育料の減額の届け出を受け付けることとしている。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う雇用者の都合による復職日や就労開始日の延長があった場合、復職期限等を1か月延長している。

【その他】

- ・状況の変化によってさらなる変更もあるが、期限を示すこととする。
- ・家庭保育の協力要請と復職期限等の延長が連動するため、期限を決めずに認め続けることは、待機をしている方との公平性に欠ける。
- ・慣らし保育の実施については、施設で調整を行う。

2月27日（木）学校一斉休校の要請により、3月3日（火）より、休校開始（3月25日まで）

●2月28日（金）学校休校等の状況を受けて、「家庭保育の協力」を要請（期限は言及無）

主管課では「学校の一斉休校と連動するもの」と考えていたが、現在「家庭保育の協力」は「継続中」と考える

●3月5日（木）登園自粛要請への協力に対する利用者負担額の減額を決定（3月分）

●3月25日（水）復職期限等の1か月延長を決定（臨時休園等に伴うもの限定）

●3月26日（木）利用者負担額の減額の届出書（0～2歳児1,700件）を園を通して配布

※ 園を通して家庭保育への協力を4月末まで継続依頼する文書を送付する。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う競輪の開催について（4月1日以降）

1. 競輪関係団体からの要請について

競輪の開催については、2月27日から、本場の開催については無観客開催とし、本場及び場外車券売場での車券発売・払戻は実施していないが、3月27日付けで改めて4月1日以降についても、「当面の間下記対応を継続する」旨の通知があった。

なお、期間については、民間イベントや他公営競技の状況を踏まえ、決定次第通知するとのことである。

(1) 本場の開催及び車券発売について

本場での車券発売は実施せず、競輪開催は無観客での開催を継続する。

(2) 本場以外の車券発売について

- ① 場間場外売場における発売は実施しない。
- ② 専用場外売場における発売は実施しない。
- ③ インターネット投票、電話投票については通常どおり実施する。

(3) 払戻について

払戻業務を中止する。（時効の延長を行う）

2. 立川競輪場における影響について

- 令和2年度第1回前節・後節立川市営立川競輪（本場開催） 4月6日～8日
- 場外発売（平塚記念） 4月9日～12日

3. 4月以降の開催について

本場及び場外開催について、4月12日まではこれまでの対応を継続する。

○本場開催

4月12日までの本場の競輪開催は無観客で開催する。

○場外開催

4月12日までの場外発売は行わない。

○払戻業務

4月12日までの間に払戻を再開した場合は、エリアを限定し払戻のみ対応する。

4. 競輪場内の施設の貸出について

○4月12日までは競輪場内施設の一般貸出は行わない。ただし、競輪選手の練習に使用する場合は除く。

令和 2 年 3 月 30 日

東京都における新型コロナウイルス感染症患者の公表への対応

(感染症法関連)

○新型コロナウイルス感染症患者発生に関しては、感染症法※に基づき、厚生労働大臣及び都道府県知事が感染症の発生状況などを公表することとしています。が、公表にあたっては、個人情報の保護に留意しなければならないとしています。

(東京都の対応)

○東京都においては、居住地の公表は「都内」「都外」として統一して表記されています。

(立川市の対応)

○立川市においては、3月30日現在、市内居住の感染症患者の情報は、東京都から寄せられていませんが、今後、市内居住の感染症患者の情報については、東京都はもとより、関係省庁関係機関と連携を図りつつ、感染者のプライバシー保護に十分配慮をするとともに、濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表等について検討し判断することとします。

○今後、問い合わせ状況や公表状況など、状況変化等が生じた場合に、新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターを設置する予定です。

※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(第 12 条及び第 16 条)